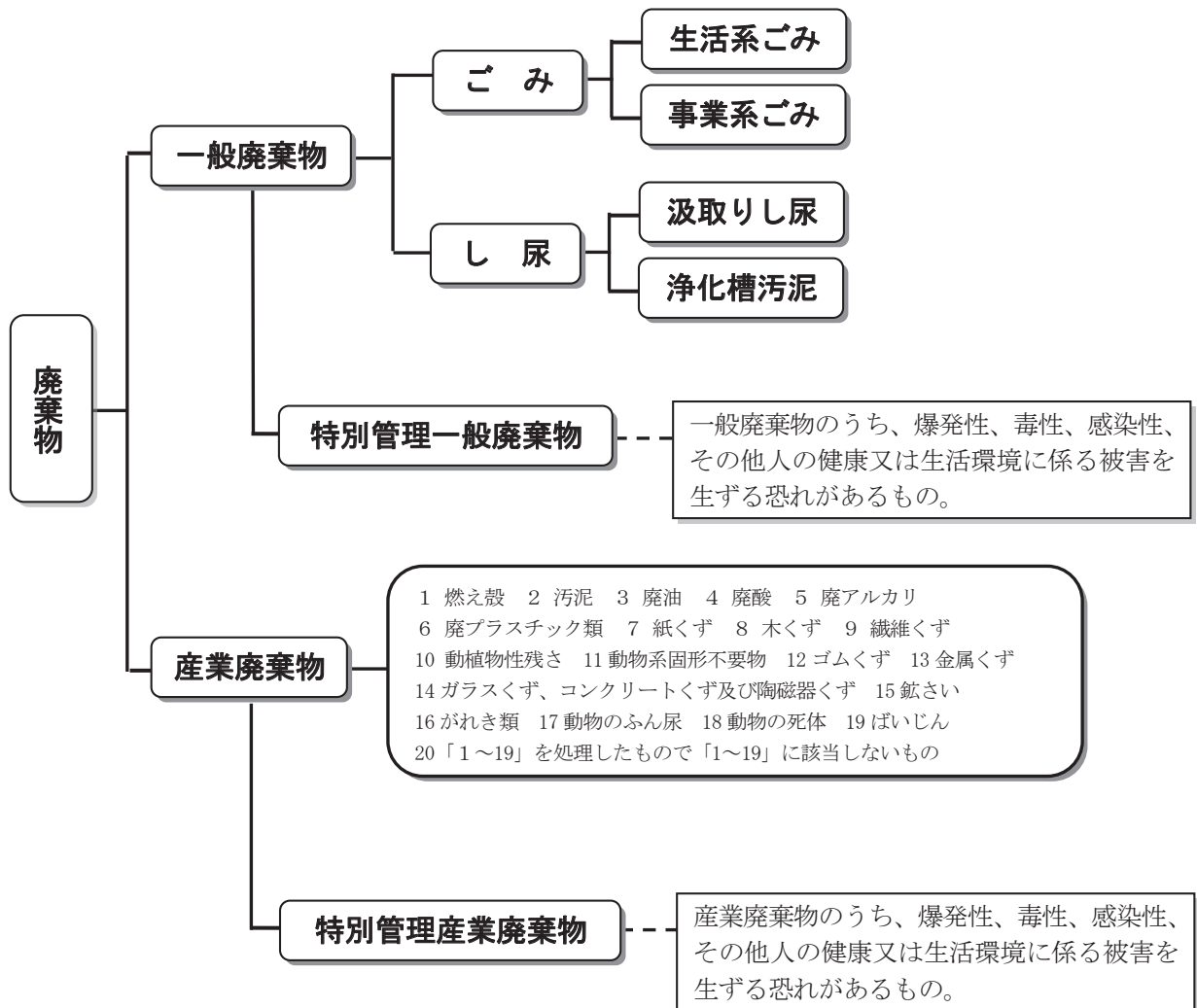


4 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種 類	適 用	業種指定
産 業 廃 棄 物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガくず、廃石膏ボード等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 家畜のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 家畜の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類
	有害産業廃棄物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。(ただし、廃石綿等を除く。)

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (平成19年4月1日現在)

定額制 料金徴収	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
香取市 (旧小見川町・旧山田町) 東庄町 御宿町	銚子市 館山市 木更津市 野田市 茂原市 旭市 八千代市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 香取市 (旧栗源町) 栄町 神崎町 多古町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 鋸南町	千葉市 市川市 船橋市 成田市 佐倉市 東金市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 香取市 (旧佐原市) 酒々井町 印旛村 本埜村 大網白里町	松戸市 流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (17・18年度)

ア. 中間処理

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	
産業廃棄物	燃え殻	34,162	61,090	22,031	22,173	56,193	83,264
	汚泥	660,819	607,936	971,251	1,226,301	1,632,070	1,834,237
	うち建設汚泥	387,882	414,746	789,841	911,677	1,177,723	1,326,422
	廃油	89,007	98,641	105,036	83,868	194,043	182,510
	廃酸	29,048	47,188	16,808	15,921	45,856	63,109
	廃アルカリ	30,016	46,762	9,421	10,774	39,437	57,536
	廃プラスチック類	154,150	155,342	126,075	119,162	280,225	274,503
	紙くず	39,497	41,690	17,155	19,868	56,652	61,557
	木くず	230,189	302,442	166,561	201,722	396,750	504,164
	繊維くず	4,465	6,768	1,871	2,749	6,336	9,517
	動植物性残渣	26,691	27,683	32,295	38,353	58,986	66,036
	がれき類	3,127,182	3,382,765	884,626	1,142,715	4,011,808	4,525,480
	金属くず	71,680	75,761	34,177	45,548	105,858	121,309
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	262,751	232,972	92,622	111,019	355,373	343,991
	鋳さい	3,039	4,643	90,064	95,515	93,104	100,157
	ゴムくず	13,572	1,710	37,526	10,857	51,098	12,568
	ばいじん	4,961	4,782	22,463	29,575	27,423	34,357
	動物の死体	-	319	-	0	-	319
	動物系固形不要物	-	0	-	37	-	37
	家畜ふん尿等	481	867	0	0	481	867
小計	4,781,710	5,099,362	2,629,982	3,176,156	7,411,693	8,275,518	
産業廃棄物 特別管理	廃油	13,452	15,552	14,278	13,554	27,730	29,106
	廃酸	15,641	14,803	21,671	21,194	37,312	35,997
	廃アルカリ	7,195	21,512	1,113	1,696	8,308	23,208
	感染性産業廃棄物	9,912	10,279	9,482	9,993	19,394	20,271
	特定有害廃棄物	2,316	964	3,032	4,697	5,347	5,661
	小計	48,516	63,110	49,576	51,134	98,091	114,244
合 計	4,830,226	5,162,473	2,679,558	3,227,289	7,509,784	8,389,762	
県内・県外の割合 (%)	64.3	61.5	35.7	38.5	100.0	100.0	

(注) 千葉市、船橋市分を含む

イ. 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	
産業廃棄物	燃え殻	28,918	25,641	5,431	6,154	34,349	31,795
	汚泥	147,239	199,299	22,226	38,242	169,465	237,541
	うち建設汚泥	1,316	1,548	0	306	1,316	1,854
	廃プラスチック類	66,964	37,055	54,178	20,839	121,141	57,894
	木くず	3,040	1,002	278	193	3,318	1,195
	動植物性残渣	1,547	87	0	0	1,547	87
	ゴムくず	59	302	129	48	188	349
	金属くず	9,520	6,270	5,145	1,720	14,665	7,989
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	97,259	81,508	72,535	48,560	169,794	130,068
	がれき類	39,638	47,945	25,225	19,789	64,864	67,735
	鉱さい	7,476	4,765	487	160	7,963	4,925
	ばいじん	54,142	93,601	1,881	1,553	56,023	95,154
	その他	4,122	3,246	2,670	3,058	6,793	6,304
	小計	459,923	500,720	190,186	140,315	650,110	641,035
特別管理産業廃棄物（廃石綿等）	654	850	234	204	888	1,054	
合 計	460,577	501,570	190,421	140,519	650,998	642,089	
県内・県外の割合（%）	70.7	78.1	29.3	21.9	100.0	100.0	

(注) 千葉市、船橋市分を含む

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況（平成20年3月末現在）

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	105	15	120
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	9	5	14
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	2	0	2
	汚泥の焼却施設	10	31	41
	廃油の油水分離施設	3	12	15
	廃油の焼却施設	14	30	44
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	4	5
	廃プラスチック類の破碎施設	0	68	68
	廃プラスチック類の焼却施設	17	33	50
	木くず又はがれき類の破碎施設	42	168	210
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	1	2
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	2	0	2
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	1
	木くず等の焼却施設	10	50	60
	合計	217	417	634
	最終処分場	安定型	3	15
管理型		7	10	17
遮断型		1	0	1
合計		11	25	36

(注) 1. 千葉市、船橋市内の施設を含む。
2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
3. 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数